

テレワーク保険（特定危険担保特約付帯サイバーリスク保険）の補償のあらまし

※詳細は約款をご確認ください。

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co.,Ltd



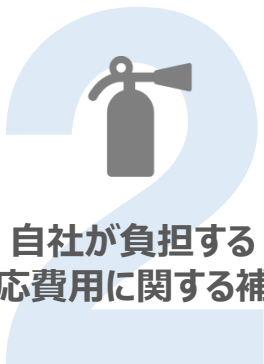
損害賠償責任 に関する補償

対象端末の所有・使用・管理等に起因して発生した**端末に保存されている他人のデータまたはコンピュータープログラムの滅失または破損および情報漏えい**について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

【お支払いできる保険金の種類（例）】



等



自社が負担する 対応費用に関する補償

セキュリティ事故※の発生またはそのおそれが公表等の措置により客観的に明らかになった場合に起因して一定期間内に生じた各種費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

※セキュリティ事故とは、次の事由またはそれを引き起こすおそれのある不正アクセス等をいいます。

契約者の販売したモバイルPCの所有・使用・管理等に起因して発生した次のいずれかの事由

- ①対象端末内の他人のデータまたはコンピュータープログラムの滅失または破損
- ②対象端末内の情報の漏えい（モバイルPCの紛失、盗取、詐取や記名被保険者の使用人による持ち出し等によるものを含み、これらについては「情報漏えいのおそれ」も補償します。）

【お支払いできる保険金の種類（例）】



等

項目	内容
記名被保険者	契約者が指定するWindows10搭載PCを購入した法人、自治体、学校法人、教育機関、個人事業主等（除く個人）のうち、任意保険の加入手続きを完了したもの
対象端末	契約者が指定するWindows10搭載PC（対象端末ページに記載）
契約期間	1年間
記名被保険者の補償期間	加入した日の午後4時から1年間
支払限度額	(1)PC単位 賠償責任部分・費用部分共有（1事故）500万円 (2)企業単位 賠償責任部分・費用部分共有（1事故） PC単位限度額（500万円）×PC台数 または5,000万円のいずれか小さい額 (3)証券総支払限度額 賠償責任部分・費用部分共有 10億円（1年間）

テレワーク保険の詳細

①損害賠償責任に関する補償の概要

保険金をお支払いする場合（賠償責任）

契約者の販売したモバイルPCの所有・使用・管理等に起因して発生した次のいずれかの事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

- ①対象端末内の他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損
- ②対象端末内の情報の漏えい（モバイルPCの紛失、盗取、詐取や記名被保険者の使用人による持ち出し等によるものを含み、これらについては「情報漏えいのおそれ」も補償します）

※ 1 社内ネットワークに起因して発生した不正アクセスは補償対象外となります。

※ 2 日本国外で発生した他人の損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

①損害賠償責任に関する補償の概要

お支払いの対象となる損害

法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

お支払いする保険金

法律上の損害賠償金	合計額から免責金額を差し引いた額に対して、 保険金をお支払いします。	損害賠償金	—	免責金額
各種費用	合計額に対して、保険金をお支払いします。			

②自社が負担する対応費用に関する補償

保険金をお支払いする場合

セキュリティ事故の発生またはそのおそれに起因して事故対応期間(*1)内に生じた費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

セキュリティ事故とは

次の事由またはそれを引き起こすおそれのある不正アクセス等をいいます(*2)。

契約者の販売したモバイルPCの所有・使用・管理等に起因して発生した次のいずれかの事由

- ①対象端末内の他人のデータまたはコンピュータープログラムの滅失または破損
- ②対象端末内の情報の漏えい（モバイルPCの紛失、盗取、詐取や記名被保険者の使用人による持ち出し等によるものを含み、これらについては「情報漏えいのおそれ」も補償します。）

(*1) 被保険者がセキュリティ事故を発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。

(*2) 社内ネットワークに起因して発生した不正アクセスは補償対象外となります。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 (基本補償：費用部分)

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

保険金のお支払い対象となるのは、次の費用のうち、その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限りです。
また、①から⑥までの費用については、事故対応期間内に生じたものに限りです。なお、免責金額は適用しません。

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額 1台/1企業	費用全体の支払限度額 1台/1企業
① 不正アクセス等対応費用	次の費用をいいます。ただし、不正アクセス等のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果として不正アクセス等が生じていなかった場合は、その不正アクセス等のおそれが外部通報によって発見されていたときに支出する費用に限りです。 ア. ネットワーク遮断費用 不正アクセス等またはそのおそれが発見されたことにより、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. 不正アクセス等有無確認費用 不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用。ただし、上記ただし書きに該当する場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りです。	(A) 100% (B) 75%	500万円/ 5,000万円	1 事故・保険期間中 500万円/5,000万円
② 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
③ 相談費用	セキュリティ事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。 ア. 弁護士費用 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。） イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用			
④ データ等復旧費用	セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用または不正アクセス等により改ざんされたウェブサイトの復旧費用をいいます。 ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。 なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。	100%	500万円/ 5,000万円	

(*) (A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合
(不正アクセス等対応費用については、かつ、結果として不正アクセス等が生じていた場合)
(B) (A) 以外の場合

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 (基本補償：費用部分)

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の 支払限度額 1台/1企業	費用全体の 支払限度額 1台/1企業
⑤ その他事故対応費用	次のアからケの費用をいいます。ただし、①～④、⑥・⑦の費用を除きます。 また、オ、キおよびケ（エ）については、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りま す。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時 雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務を コールセンター会社に委託する費用 エ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する 費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外の その他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	-	1 事故/保険期間中 500万円/5,000万円
	オ. 情報漏えい見舞費用 公表等の措置により情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被 害者に対して謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除き ます。）の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その 製造原価相当額に限ります。）	100%	被害者 1 名につき 1,000円	
	カ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約 者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）。 ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等 の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するもの に限ります。	100%	被害法人 1 社につき 5 万円	

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 (基本補償：費用部分)

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
⑤ その他事故対応費用	キ. クレジット情報モニタリング費用 情報が漏えいした被害者のクレジット情報について、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ク. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。） (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用	100%	-	1 事故/保険期間中 500万円/5,000万円
⑥ 再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、③相談費用を除きます。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。	90%	500万円/ 5,000万円	
⑦ 訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	500万円/ 5,000万円	

主な事故例



メール誤送信

- ・関係者にBCCで送るつもりであったメールをCCで送ってしまい関係の無い社外の人に個人情報（顧客のメールアドレス）を誤って送信してしまった。
- ・誤った添付ファイルを送付してしまい個人情報や営業秘密を漏えいしてしまった。



従業員による持ち出し

- ・会社内部の人間が、個人情報や営業機密を誤って社外に持ち出してしまう、個人情報や営業秘密を漏えいしてしまった。



盗難・紛失

- ・PCを電車に置き忘れてしまいPC内の個人情報を漏えいしてしまった（またはそのおそれがある）。
- ・USBメモリを紛失してしまい、メモリ内の営業秘密情報を漏えいしてしまった。



のぞき見

- ・テレワーク中に画面ロックを忘れたまま離席してしまい個人情報を盗み見されてしまった。
- ・テレワーク中に背後から作業画面を撮影されてしまい個人情報が漏えいしてしまった。